

令和5年9月27日から
令和5年9月27日まで

標 茶 町 議 会
第 6 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和 5 年標茶町議会第 6 回臨時会会議録目次

第 1 号（9 月 2 7 日）

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定	2
行政報告及び諸般報告	2
議案第 6 9 号 令和 5 年度標茶町一般会計補正予算	3
議員派遣について	7
閉議の宣告	7
閉会の宣告	7

令和5年第6回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年9月27日（水曜日） 午前10時00分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期決定

第 3 行政報告及び諸般報告

第 4 議案第69号 令和5年度標茶町一般会計補正予算

第 5 議員派遣について

○出席議員（12名）

1 番 深 見 迪 君	2 番 櫻 井 一 隆 君
3 番 本 多 耕 平 君	4 番 鈴 木 裕 美 君
5 番 鴻 池 智 子 君	6 番 齊 藤 昇 一 君
7 番 黒 沼 俊 幸 君	8 番 長 尾 式 宮 君
9 番 松 下 哲 也 君	10 番 渡 邊 定 之 君
11 番 類 瀬 光 信 君	12 番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

な し

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	長 野 大 介 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
教 育 長	青 木 悟 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	平 間 佳 奈 江 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから、令和5年標茶町議会第6回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

3番・本多君、 4番・鈴木君、 5番・鴻池君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 第6回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに招集理由についてでございますが、釧路湿原かや沼観光宿泊施設の排水路に関連する費用、また本年9月4日から5日にかけての豪雨により被災した町道の復旧に要する費用等を盛り込んだ令和5年度一般会計補正予算についてご審議をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて、行政報告をいたします。第3回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきました

いと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第69号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第69号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 議案第69号の提案趣旨についてご説明致します。

本案につきましては、令和5年度一般会計補正予算（第7号）であります。

内容につきましては、釧路湿原かや沼観光宿泊施設の排水路等に係る工事請負費及び、9月4日から5日にかけての豪雨被害により被災した町道の災害復旧費並びに、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費などの補正により、歳入歳出それぞれ2億1,440万5,000円を追加し、総額を121億6,065万円としたいというものでございます。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、地方債で2件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の1ページをお開き下さい。

令和5年度標茶町一般会計補正予算（第7号）

令和5年度標茶町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,440万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億6,065万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

12ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから3ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」でございます。

起債の目的、8 辺地対策事業、茅沼地区観光宿泊施設整備事業、補正前の限度額8,310 万円に1 億6,000 万円を追加し、補正後の限度額を2 億4,310 万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

次に、10 災害復旧事業、公共土木施設、新規でございます。補正後の限度額を560 万円とするものです。起債の方法は証書借入、利率は7 %以内、償還の方法につきましては政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるものでございます。

合計では補正前の限度額7 億5,725 万2,000 円に1 億6,560 万円を追加し、補正後の限度額を9 億2,285 万2,000 円とするものです。

11 ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額7 億5,725 万2,000 円に補正額1 億6,560 万円を減額し、補正後の額9 億2,285 万2,000 円とするものです。当該年度末現在高見込額でございますが、補正前の額133 億3,695 万9,000 円に補正額1 億6,560 万円を追加し、補正後の額を135 億255 万9,000 円とするものです。

以上で、議案第69 号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

初めに、第1 条、歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鴻池君。

○5 番（鴻池智子君） 歳出の保健衛生費、7 万2,000 円のどういう被害があって、何名の人が申請したのかをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えしたいというふうに思います。

こちらにつきましては、予防接種法第15 条第1 項の規定に基づく認定による医療手当の支給となっております。経過につきましては、昨年新型コロナウイルス予防接種を受けられた方が、その後、蕁麻疹が出現いたしまして、医療機関を受診した後、入院になったというものでございます。その後、ご本人様から予防接種被害救済制度の申請がございましたので、標茶町予防接種健康被害調査委員会を開催いたしまして、その中で予防接種の因果関係を否定することができないとの結果がございましたので、北海道を經由いたしまして、国に提出をさせていただいたところでございます。その後、本年9 月19 日に北海道から厚生労働省において、認定になった旨の通知がございましたので、今回賠償金として、予算の提案をさせていただいたところでございます。なお、対象の方につきましては、1 名でございます。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 商工費の中での工事請負費の関係ですが、予算が上がってきてようやくオープンまでの見通しが見えてきたのかなという気がいたしておりますが、結果として、地権者との話がついたと理解するわけですが、今まで地権者とのどのくらい排水関係について話をされてきたのか、その辺伺っておきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

電話での接触も含めてですけれども、令和2年からですとだいたい15回くらいでございます。

○4番（鈴木裕美君） それで地権者との理解を得たというふうに、私も理解するわけですが、ちらっと伺ったら、書面でのきちっとした交わしをしたというふうに伺いましたけれどもその通りでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

9月5日の全員協議会の際にですね、地権者の方との協議を先に済ましてくださいとのご指示がありましたので、その後地権者様と接触いたしまして、工事内容、新しい排水路、それから古い排水管の撤去、調整池の復旧工事の内容を説明いたしまして、協議簿という形で地権者様と交わしております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 10ページのところにですね、災害復旧工事請負費、この475万の内容をお伺いしたいんですが。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原稔君） お答えをいたします。

9月4日から5日にかけて、連続雨量で132.5ミリを記録する大雨が降ったことから、町道10路線、13か所で被災を受けたものです。被害状況としては、ほとんどが路肩から法面にかけての決壊によるもので、被災総額で715万円を見積もっております。当初予算で復旧費が240万ありましたので、不足する額ということで475万円要求させていただいております。主な路線としましては沼幌川沿線、雷別幹線、オソベツ幹線などとなっております。

以上です。

（「わかりました」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、地方債の補正の質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論がありましたので、まず本案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に賛成者の発言を許します。
類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 私は議案第69号、令和5年度標茶町一般会計補正予算（第7号）に賛成の立場で討論します。

私は議案第69号、令和5年度標茶町一般会計補正予算（第7号）に賛成します。しかし、補正要求のあった4事業のうち2つの事業については、条件付きであることを表明します。

まず、茅沼地区観光宿泊施設整備事業については、提案の温泉排水の排出路が確定し、今後についても断熱性の高い樹脂製パイプを露出配管することとして、工事費が積算されています。これまで事業の方向性や内容について異議があり、当初から関連予算案に反対してきました。しかし今般、災害や予防接種に関する緊急性のある予算と共に提案されている点と開業まで1年を切った中で新たな方法を模索する猶予がないと判断し、すでに投資した10億円以上の血税を町の発展に生かすことを優先いたしました。全員協議会において、工事内容の説明を受けましたが、現時点での懸念を示すとともに改善策を提案いたします。

最大の懸念は温泉排水をサイフォンの原理によって、自然流下させることによって、釧路川に排出する計画の中で、約600リットル以上の源泉と希釈水と合わせて、毎分1トン近くの温泉排水を排出するにあたり、釧路川が氾濫して排水溝が水没した場合に、排出抵抗が増すことを考慮していない点です。排出溝が水没すれば、水の抵抗によって、排出時間が延びる可能性があります。弾丸をも止める抵抗力を持ち、簡易な実験では排出時間が倍となりました。そこで工事終了後に、実際の排出能力を確認したうえで、不測の事態に備え、圧送できるよう対策すべきとの意見を付して、賛成することといたします。

また、沼幌川沿線の土砂流出対策関連費用は、先般の大雨で損壊した町道の復旧に関するものです。損壊箇所を早急に原状回復し、町民の生活と経済活動を担保すべきですが、過去10年間にたびたび損壊箇所の復旧あるいは冠水による土砂の撤去に、これまで約1,300万円を要しております。また、今回475万円を要することから、抜本的な対策が必要と考えます。今後原因と考えられる農地の防災対策を実施することを条件に賛成すること

といたします。

以上、条件付きではありますが議案第69号、令和5年度標茶町一般会計補正予算（第7号）に賛成の立場での討論といたします。

○議長（菊地誠道君） 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決いたします。

討論がありましたので、本案は起立により採決をいたします。

議案第69号は原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第69号は原案可決されました。

◎議員派遣について

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにいたしたいと思
います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、お手元に配りましたとおり、派遣することに
決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いた
しました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和5年標茶町議会第5回臨時会を閉会いたします。

（午前10時26分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 3 番 本 多 耕 平

署名議員 4 番 鈴 木 裕 美

署名議員 5 番 鴻 池 智 子